労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）及び
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）により公表致します。

令和 8 年 10 月 1 日時点

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
正規雇用労働者の中途採用率	85%	93%	91%